

○飯塚市指名競争入札参加者の指名停止取扱要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第9号

改正 H19-27、H29-9、H30-42

第1条 この告示は、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の取扱いについて定めるものとする。

第2条 事実の把握については、契約課が確認した資料・情報に基づいて行うものとする。ただし、措置要綱別表第1及び別表第2については、本市で講読している新聞の掲載記事等によることができる。

2 措置要綱別表第3の暴力団関係者の情報については、暴力団の構成員、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者、その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者であるとして警察等捜査機関から通報があったもの又は警察等捜査機関が確認したものとする。

第3条 措置要綱別表第1第3号による指名停止期間は、次のとおりとする。

正当な事由がなく契約期間(工期)を遅延した場合(第3号)

工事成績意見書の記載日数	期 間
1日以上 5日以下	1箇月
6日以上 10日以下	2箇月
11日以上 15日以下	3箇月
16日以上	4箇月

第4条 措置要綱別表第2第1号から第6号までによる指名停止期間は、次のとおりとする。

(1) 別表第2第1号(本市職員に対する贈賄)

原則として最大月数とする。

(2) 別表第2第2号(他公共機関職員に対する贈賄)

原則として次のとおりとする。

	嘉麻市・嘉穂郡の事件	左記以外の福岡県内の事件	その他
ア	18箇月	14箇月	10箇月
イ	12箇月	10箇月	8箇月

ウ	6箇月	6箇月	4箇月
---	-----	-----	-----

(3) 別表第2第3号(本市発注工事に関する独禁法違反)

原則として最大月数とする。

(4) 別表第2第4号(他公共機関発注工事に関する独禁法違反)

原則として次のとおりとする。

嘉麻市・嘉穂郡の公共機関発注工事に関するもの	18箇月
上記以外の福岡県内の公共機関発注工事に関するもの	12箇月
その他の公共機関発注工事に関するもの	8箇月

(5) 別表第2第5号(本市発注工事に関する談合又は競売入札妨害)

原則として最大月数とする。

(6) 別表第2第6号(他公共機関発注工事に関する談合又は競売入札妨害)

原則として次のとおりとする。

嘉麻市・嘉穂郡の公共機関発注工事に関するもの	18箇月
上記以外の福岡県内の公共機関発注工事に関するもの	14箇月
その他の公共機関発注工事に関するもの	10箇月

第5条 措置要綱別表第2第7号及び第8号(建設業法違反行為)に該当する場合で営業停止を受けた場合は次のとおりとする。

営業停止を受けた日数	期 間
1日以上7日以下	1箇月
8日以上14日以下	2箇月
15日以上	3箇月

(H30-42全改)

第6条 措置要綱別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)のうち、契約に関わる場合は次表のとおりとし、営業停止を受けた場合は前条の表のとおりとする。

区 分	期 間
入札、見積の結果が不調になった場合	3箇月
入札(見積)不参加(無届)の場合	1箇月

現場説明会不参加(無届)の場合	1箇月
-----------------	-----

(H30-42追加)

第7条 措置要綱別表第2第12号の措置要件該当の判断は、関係行政機関に意見を聴いた上で、行うものとする。

(H29-9追加、H30-42繰下)

第8条 措置要綱別表第3の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 第2号の「密接な交際」とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。この場合、特定の場所で偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。
- (2) 第2号の「社会的に非難される関係」とは、たとえば、暴力団関係者が参加するパーティその他の会合に招待する又はされる若しくは同席するような関係を含む。
- (3) 第3号の「利用」には、実際には暴力団とは関係がないが、その威を借りるために暴力団の名を騙る場合を含む。

(H29-9、H30-42繰下)

第9条 贈賄その他不正行為等の容疑で指名停止をした場合は、当該業者に対し、公訴を提起しない処分が決定したときは申し出るよう指示し、その申出があったときは速やかにその事実を確認しなければならない。

(H29-9、H30-42繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町又は颯田町においてなされた指名停止に関する事務のうち、この告示の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年4月1日 告示第27号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までになされた指名停止に関する事務のうち、この告示の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年1月12日 告示第9号)

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(平成30年2月28日 告示第42号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。